

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（令第十七条第二号イ及びロ並びに同条第三号に規定する額の算定方法）</p> <p>第二十六条の三 令第十七条第二号イ及びロ並びに同条第三号に規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</p> <p>（令第十九条第二号ロ(1)及び(2)並びにハに規定する額の算定方法）</p> <p>第三十一条の二 令第十九条第二号ロ(1)及び(2)並びにハに規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。</p> <p>第三十一条の三 （略）</p> <p>（支給認定に係る政令で定める基準の額の算定方法）</p> <p>第三十八条の二 令第二十九条第一項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。</p>	<p>第三十一条の二 （略）</p> <p>（支給認定に係る政令で定める基準の額の算定方法）</p>

(令第三十五条第二号に規定する額の算定方法)

第五十一条の二 令第三十五条第二号に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。

(令第四十三条の二第二項に規定する額の算定方法)

第六十五条の三 令第四十三条の二第二項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。

第六十五条の四 (略)

第六十五条の五及び第六十五条の六 削除

附則

(支給認定に係る経過的特例)

第九条の二 令附則第十二条に規定する所得割の額を算定する場合には、第三十八条の二の規定を準用する。

2 令附則第十三条第二項第二号及び第三号に規定する所得割の額を算定する場合には、第五十一条の二の規定を準用する。

(令第三十五条第二号に規定する額の算定方法)

第六十五条の三 (略)

第六十五条の四から第六十五条の六まで 削除

附則

(支給認定に係る経過的特例)

○ 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号） 新旧対照表
 （第二条関係）

改 正 案	現 行
<p>第十八条の三の二 令第二十四条第二号に規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</p> <p>第十八条の五の二 令第二十五条の二第二号ロに規定する所得割の額を算定する場合には、第十八条の三の二の規定を準用する。</p> <p>第二十五条の二の二 令第二十七条の二第二号に規定する所得割の額を算定する場合には、第十八条の三の二の規定を準用する。</p>	

（傍線部分は改正部分）